

事 務 連 絡

平成 2 8 年 4 月 5 日

特別研究員 各位

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部研究者養成課

特別研究員に係る報酬受給制限緩和について

平素より、特別研究員事業についてご協力いただき、誠にありがとうございます。

特別研究員採用者からの要望等を踏まえ、平成 2 8 年度より、別紙のとおり特別研究員に係る報酬受給の制限を緩和しましたので、内容をご確認いただき、制限緩和の趣旨に鑑み、遺漏の無いようお願いいたします。

【本件問い合わせ先】

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部

研究者養成課研究者養成第 3 係

TEL: 0 3 - 3 2 6 3 - 4 9 9 8

FAX: 0 3 - 3 2 2 2 - 1 9 8 6

MAIL: yousei3@jstps. go. jp

平成27年度（改正前）	平成28年度（改正後）	備考
<p>II 特別研究員制度の趣旨等 （中略）</p> <p>9. 採用期間中の報酬の受給について 特別研究員採用期間中に報酬を受給することは、原則として禁止としますが、以下に挙げるものは例外的に認めています。</p>	<p>II 特別研究員制度の趣旨等 （中略）</p> <p>3. 特別研究員の義務 特別研究員は以下に掲げる2つの義務を有します。</p> <p>(1) 研究専念義務 特別研究員は、出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければなりません。</p> <p>このため、特別研究員としての研究以外の業務を行うことは特別研究員としての研究遂行に支障をきたすおそれがあるので、採用期間中、特別研究員としての研究以外の業務に対する報酬を受給することは、原則禁止していますが、以下に挙げる職については、週当たり総時間数5時間までの業務に対する報酬の受給を例外的に認めています。</p>	<p>◆週当たり総時間数は平成27年度から変更なし。一時的に週当たり総時間数5時間を超えるものについては、1月当たりの時間数を4で除し、5時間を超えない場合は認められる。</p>
<p>1. <u>研究成果を公表することに伴い生じる著作権料等</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>◆無制限に認めるものではないが、著作権は個人に帰属する権利のため、記載を削除。</p>
<p>2. 次の(a)～(c)に該当するものについて、週当たり総時間数5時間までの報酬。</p> <p>(a) 我が国の大学等高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校^{※1}）^{※2}における非常勤講師 ※1：高等学校・専門学校は不可。 ※2：受入研究機関以外で行うことも可。</p>	<p>①我が国の大学等高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校^{※1}）^{※2}における非常勤講師 ※1：高等学校・専門学校は不可。 ※2：受入研究機関以外で行うことも可。</p>	<p>◆平成27年度から変更なし。</p>
<p>(b) <u>将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会として当該大学に在籍する学生を対象に設置された職（大学等高等教育機関におけるティーチングアシスタント・チューター等）</u> ※DCのみ。受入研究機関以外で行うことは不可。</p> <p>(c) <u>研究遂行上の理由により、医師・歯科医師の資格を有する者が受入研究機関の附属病院にて診療を行う場合の医員等</u> ※いずれの場合も特別研究員として研究に支障のない範囲が条件であり、必ず受入研究者の了解が必要となります。</p> <p>（後略）</p>	<p>②<u>受入研究機関における職（①を除く）^{※3}</u> ※3：<u>将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会として学生を対象に設置された職（ティーチング・アシスタント(TA)、チューター等）や研究遂行上の理由により、業務を行うことが必要となる職（医師、歯科医師、獣医師、初等中等教育機関の非常勤講師、スクールカウンセラー等）</u>。受入研究機関以外で行うことは不可。</p> <p>※いずれの場合も特別研究員としての研究遂行に支障のない範囲が条件であり、必ず受入研究者の了解が必要です。</p> <p>（後略）</p>	<p>◆受入研究機関における職であれば、資格を問わない。 【報酬受給制限緩和】 ◆研究遂行上の理由による業務の必要性は、受入研究者が確認。 ◆受入研究者、受入研究機関には特別研究員に対する指導義務を課していることから、指導の目が届くよう、受入研究機関における職に限定。</p>